

あわらし文化協議会の運営に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、あわらし文化協議会規約第19条の規定に基づき、本会の運営に関し必要な事項を定める。

(部門)

第2条 本会に次の部門を置く。

- (1) 美術部門
- (2) 音楽部門
- (3) 芸能部門
- (4) 文芸・教養部門
- (5) 生活文化部門
- (6) 茶・華道部門
- (7) 個人会員部門
- (8) 地区活動部門

(活動の助成)

第3条 団体が市内で自主的に発表会及び展示会等を開催する場合は、本会の予算の定めるところにより納入された会費の7割を助成するものとする。ただし、助成は、年1回限りとする。

(一般参加の出品等)

第4条 市民文化祭において作品を展示し、又は芸能発表会に出演することができる者は、あわらし文化協議会規約第5条第1項に定める会員とし、会員以外の者が作品を展示し、又は芸能発表会に出演することを希望する場合は、同規約第17条第1項第1号に定める会費相当額の料金を徴収するものとする。ただし、公的機関の出品等は除外とする。

2 前項の場合は、常任委員会の承認を得たものに限るものとする。

(その他)

第5条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この細則は、平成16年5月21日から施行する。

附 則

この細則は、平成 17 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 24 日から施行する。